

藤原公任和漢朗詠集上(第六三四)
下二卷を撰まる
花山天皇御落飾一件

同集序等

附會なし

(一) 天皇遣世の始末(第六一〇)

愚管抄三(記事詳密)
古事談上巻第一(十訓抄の文)
大鏡(藤原道兼の帝をすかし
袋草紙三(義懐惟成のことを詳記せり
枕草紙(いづれも(義懐の記事あり)
榮華物語花山(記事略)

附會なし

(二) 藤原隆家花山法皇(第八四)
(を射奉る

榮華物語(記事詳密)
愚管抄三

附會なし

花山院拾遺集を撰ま(第十三)

袋草紙卷三

附會なし

花山院の時齋宮野宮に(第五一〇)
於ての浮名

日本紀略寛和二年六月

附會なし

一條院の御事跡

(一) 院藤原爲時の申文(第十三一)
(に感じ給ふ

古事談上巻第一(記事詳密)
王道后宮(記事詳密)
今鏡(記事詳密)
十訓抄の文と全し俱十訓抄に
は苦學冬夜紅涙盈巾とあるを
此書には苦學寒衣紅涙盈巾と
あり

附會なし

(二) 院の仁惠(第一二)

一條后定子皇后の心の(第一二)
優なる例

古事談上巻第一(記事詳密)
王道后宮(記事詳密)
實物集五
悦目抄
今昔物語廿四巻
榮華物語
枕草子
皇后辞世の記事あり其歌は
十訓抄には世ととも契り
し云々とあるを此書には
もすがら契りし云々とあり

附會なし

藤原道長公の事跡

(一) 公若年の時帥内大(第一三七)
(臣の車を下りし事

古事談第二(十訓抄の)
臣節(文と全し)

附會なし

(二) 公大江時棟を登庸(第三一四)
す

他書に見えず

附會なし

(三) 公と堀川右府顯光(第七二)
との間柄(第九三)

宇治拾遺 十四巻(十訓抄の)
古事談第六(文と全し)
大鏡、今鏡
榮華物語、實物集等

附會なし

勘解由相公有國の事跡

有國上東門院の後(第一二)
(一) 一條を生み奉ると
き御産のなりしを

(二) 上東門院道長公の(第一三)
第より入内の時
國用意の深きを示
せし事

古事談第六(十訓抄の)
亭宅諸道(文と全し)
此處にある有國が伴大納言の再生なりとのこと
は江談抄第三にあり

附會なし

(三)有國の孝行(第十七九)

大江匡衡の事跡

- (一)上東門院に犬の子を産みしとき匡衡(第二二)
- (二)匡衡其妻赤染衛門の勸に從て四條大納言の辭表を書く(第七九)
- (三)卿藏人の時女房達が和琴を彈せよと勸めしときの詠歌(第三二)

藤原公任の事跡付行成の人物

- (一)道長大井川遊覽の時公任卿の詠歌(第十三)
- (二)蹴鞠の會にて公任行成を辱む(第四一八)
- (三)行成實方中將の辱を忍ぶ(第八一)
- (四)行成舍人に麝香を與ふ(第一九)
- (五)行成の能書(第十六八)

〔古事談二(十訓抄の文と全じ)今鏡新るまるし〕

江談抄第二〔十訓抄の文と似たり但十訓抄には後一條を生み奉るときとあるを江談抄には後朱雀を生み奉るとせり〕

袋草紙三卷〔十訓抄の文と全じ〕

今昔物語廿四〔十訓抄には此事を匡衡のこととすれども今昔には匡衡のこととせり此方可なり〕

〔袋草紙三卷(十訓抄の文と全じ)大鏡〕

原書不明

古事談第二

原書不明

大鏡伊尹傳

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

一條院の臨時祭試樂に竹の枝をさす起原(第二〇)

一條院御雪見清少納言御簾を掲ぐ(第二二)

一條院中の才臣(第二二)

三條院の皇女前齋宮常子内親王の浮名(第五二)

後一條院御時消暑堂御神樂の状況(第一三)

中納言顯基後一條院に後れて出家す(第六二)

宇治殿後朱雀天皇の遺詔を承る様子(第六二)

藤原實資の行跡

(一)其奇行の一例(第六三)

(二)其好色(第七二)

大江匡房の事蹟

古事談第一王道后宮

〔枕草紙きらくしき〕悦目抄

悦目抄、愚管抄等

〔袋草紙四卷(十訓抄の文と全じ然れども十訓抄の文は原文よりは整頓せり)榮華物語村菊〕

古事談上卷第一王道后宮〔十訓抄の文と全じ〕

〔今鏡望月〕古事談上卷第一王道后宮〔十訓抄の文と全じ〕

古事談上卷第一王道后宮〔十訓抄の文と全じ〕

古事談上卷第一王道后宮〔十訓抄の文と全じ〕

原書不明

古事談二

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

附會なし

| | | |
|----------------------------------|--|------|
| (一) 卿無官の時古實に (第二二) (熟す) | 古事談 第五 (十訓抄の) 神社佛事 (文と全じ) | 附會なし |
| (二) 卿能く人相を見る (第二二) | 古事談 第六 (十訓抄の) 亭宅語道 (文と全じ) | 附會なし |
| (三) 我邦に求めしを謝 (第二二) 絶する返牒を認む | 江談抄 | 附會なし |
| 後冷泉の朝安倍貞任宗任の亂 (第六七) | 今昔物語 廿五 本朝付世俗 <small>記事頗る詳密なり十訓抄は之を要略し其年月日は却て精細なり但し十訓抄の白川院御時後藤内則明云々の記事は今昔にはなくして古事談四にあり</small> | 附會なし |
| 後三條天皇の文才 (第五三) | 古事談 上巻第一 (十訓抄は是) 王道后宮 (り抜きたり) <small>今鏡つがさめし</small> | 附會なし |
| 經信卿の事跡 | 愚管抄 四卷 <small>此文十訓抄と全じ但し此御幸は延久五年二月廿日(愚管抄のことなり)</small> | 附會なし |
| (一) 後三條院住吉社に (第十五) (御幸の時卿の秀歌) | 袋草紙 三卷 | 附會なし |
| (二) 白川院西川行幸の (第十四) (時卿三船に乗る事) | 袋草紙 三卷 (十訓抄の記事) 却て詳密なり | 附會なし |
| 白川院淀に御方違の (第二二) 御幸 | 悦目抄 (十訓抄は此) 袋草紙 三卷 (り) <small>袋草紙には此事を前宮宮伊勢より歸京の時のこととせり</small> | 附會なし |
| 白川院宇治の御幸 (第二二四) | 袋草紙 三卷 (十訓抄の) 文と全じ | 附會なし |

| | | |
|---|---|--------------|
| 白河院小野の御幸 (第七三) | 今鏡小野のみゆき | 附會なし |
| 白川院野行幸の状況 (第十五八) | 原書不明 <small>但し今鏡もみぢの巻に少く見ゆれども十訓抄の如き詳説なし</small> | 附會なし |
| 白川院の裁判 (第九二) | 古事談 | 附會なし |
| 白川院受領下國の狀を (第七三) 覽給ふ | 宇治拾遺 十一卷 (十訓抄の) 文と全じ | 附會なし |
| 白川院の時宮内卿師綱 (第十七四) 陸奥國司としての事跡 | 古事談 四卷 | 附會なし |
| 白川院の時殺生禁制の (第六一九) 令及孝行なる一貧僧の 犯則 | 古事談等を材料とす | ●●●● 附會あり |
| 源義家の事跡 | 古事談 第四勇士 (十訓抄の) 文と同じ | 附會なし |
| (一) 義家の用意深き平 (第一三四) 常私かに數多の郎 等を従ふ | 今昔物語 廿五 本朝付世俗 <small>今題名のみ存して文缺けたれども建長頃は文も存して著者は之よりとりしならん</small> | 附會なし |
| (二) 清原武衡家衡を攻 (第十七四) 堀河院の時檢非違使盛重 (第四三) の處斷平忠盛及清水寺の威光 | 十訓抄以前の (り) 但し著聞集には此より引用せ | 附會なし |
| 鳥羽院の時相撲節に弘 (第三一〇) 光伊成の相撲 | 古事談 第六 (十訓抄の) 亭宅語道 (文と同じ) | 附會なし |
| 鳥羽院十樂講の御遊 (第十七七) | 原書不明 | 附會なし |

崇徳天皇の時の釋奠(第一五二)

崇徳天治二年八月十日(第十六二)
伏見齋宮の群行

古事談第二、臣節
十訓抄の文と同じ此は師頼大治五年十月五日任申納言のときの釋奠なり

附會なし

崇徳院讀岐の行宮(第三三)
(第五二八)

長明發心集
十訓抄と同じ蓮妙が此行宮を訪ふは其妹の縁によることを記せり

附會なし

今鏡やへのまはぢ
保元物語京師本杉原本鎌倉本并云鳥羽院北面紀伊守明通と云者道心を發し出家遁世して蓮馨と名乗るひじりありき云々并本には俗人法師守是成法師に成て蓮如と申者云々十訓抄には蓮妙とあり

附會なし

源頼政鶴を射る(第十五六)

源平盛衰記十六
平家物語四

附會なし

平致頼の勇武(第三二)

古事談四
宇治拾遺

附會なし

平清盛慈愛心に富む例(第七二七)

他書に見えず

平重盛の用意加茂祭に一條大路へ空車を立つ(第一二七)

他書に見えず

鳴長明の事跡(第九七)

新古今集等 他書に見えず

十訓抄の引用せる原書に就て

十訓抄に記載する史實にして既に在來の書籍にあるものを調査するに右の書籍中其多分は著作者及著述年代も明かにして十訓抄以前に顯れしものなることは別に説明する必要なきも就中數書に就ては爰に一言し置くべき要あり
先づ天滿宮御縁起なる書は何時誰人の作なりや慥かならずと雖ども白河帝の承保二年の記事を以て終り其後の記事なければ此より餘り遠からざる後に於て作られけん十訓抄は此より取りしものなる可く文章も能く類似し記事も簡要にて抜萃摘要せし跡は常に十訓抄が此他諸書の複雑なる記事を抜摘する方法と肖たるを以て確かなり右表中の記事の外にも十訓抄に載する都良香の詩の事(第十六)待賢門院の女房の事(第十一六)仁俊阿闍梨の事(第四六)等は皆此書より引用せしものなり
又古事談は本朝書籍目録には源顯兼卿の作とあり顯兼は當時の人にして能く合するが然らば何年の著作なりやと尋ぬるに此書に見へたる史實は順徳天皇の建曆二年時政の記事を以て最後とするに既に建保四年の作と思はるゝ宇治拾遺中にこの書より取りし形跡の存する記事あれば此書はすくなくも建保一二年の間の作ならん

又宇治拾遺に就ては既に佐藤博士の述べられしが如く陸國卿の今昔物語一名宇治拾遺物語とは別にして順徳帝の建保四年の作なることは第十卷に當今建保三年とあり又八卷に東大寺炎焼より今迄三十四年を経たる記事等を以て明かなり(史學雜誌十二)然らば十訓抄の史實が多く古事談により又宇治拾遺をも參取せしは勿論怪むに足らず

又保元物語(平治物語が保元物語と同人の作なり)の著者及年代は明かならず醍醐報恩院所藏の舊記には葉室時長作となす而して時長の卒年は不詳なれども後鳥羽土御門頃の人なることは明かなり或は此人なるも知れねど未だ學者の定説なしされど其の文体を見ても平家物語源平盛衰記より以前の作なることは疑を容るゝ能はず

さらば平家と盛衰記は如何是亦不明にして時長説は取るに足らず徒然草には平家を後鳥羽院の御時信濃前司行長の作とすれども如何にや又平家盛衰記著述年代の前後に就ても諸説あれど盛衰記は平家の記事と殆んど相合したるに其敷衍潤色は却て一層を加へたれば必ず盛衰記が後に出しものなるべし然るに盛衰記は實治二年と建長元年の間の作なりとの説あるが若し此が眞なりせば平家は實治以前の著と見做して可なり兎に角此兩書が十訓抄より前に顯れて十訓抄が此より拔萃せしにて兩書が十訓抄の記事を取りしに非ざる一證は若し十訓抄が前に顯れしとすれば妄談怪説何事にても取り集めて之に曲筆を加ふる兩書が十訓抄に載せたる平忠

盛及清水寺の事平清盛の慈愛重盛の用意深き事實等を記せざる理なきを以てなり尤も兩書は始めより清盛をば兇暴重盛をば賢仁の人との前提を定めて曲筆を弄せしと明かなれば清盛の慈心ある例等はよし十訓抄に記するとも取らざるにせよ重盛の事實等は記者の喜で採用すべき材料なるならん然るに此事なきは畢竟十訓抄が後に顯れしに由る故に十訓抄にある平家盛衰記と全き記事は此兩書より摘出せしと考ふるなり保元物語は此兩書より前なれば其記事を十訓抄に採收せしは勿論なり例令ば頼政射鵄の事を平家には近衛仁平の頃とし盛衰記には二條院平治二年又は仁安元年東宮(高倉院)御惱の時とせり十訓抄は乃ち此盛衰記の一説を取て高倉院の御時云々と記し又盛衰記々者の大國の養由は雲上の雁を落し我朝の頼政は深夜の鷗を射る云々の評語を採て直ちに昔養由雲外射雁今頼政雨中得鷗と漢譯して之を徳大寺左大臣の頼政に對する評語としたる等以て其趣を察すべし之を大日本史には十訓抄を採て却て平家盛衰記を取らざるは素此兩書は既に原書に潤色あるが上に後世の附會多く加はりて益々其記事を奇怪に陥らしめれば之を採用せざるもさることながら決して原書の價値を十訓抄に與ふること能はざるなりこは恰も大日本史が天智帝木丸殿の記事を此記事の原書とも稱す可き清輔與義抄等に據らずして唯後世の梁塵愚案抄(藤原兼實撰)を原書の如く採用したるに等し全書には斯かる例は此外にも無數ありて史料撰擇の上に於て未だ俄かに首肯する能はざる

もの多し
又鴨長明は當時の人なるが十訓抄九七に其著方丈記を引き同第三六の記事は同著
發心集に據りたれば此等は著者の既に一讀せしものなるべきを以て表中原書の中
に發心集を擧げたるなり

扱右表の如く十訓抄に記載せる史實は大抵既に他書に見ゆるものにして著者は其等
より拔萃して教訓の材料とせし證は原書の文章と比較する時は記述に煩簡の差はあ
れども多くは辭句迄も原文に類似し中には一字一句毫も原文と異ならざるものさへ
あり、されども其原書なるものが大抵或は史實を曲げ或は妄傳を事實らしく記せしも
のにて正史と比較研究するときには誤謬あるもの甚だ多し

假令ば菅公の一件に付ても三善清行が菅公を諫めしを評して懇篤その志にあらはれ
て賢慮神の如くに速なりけれと賞すれども實は清行は菅公反對黨の一人にして裏面
には排斥しながら表面には己が悪名を免れん爲め豫め公の罪に逢ふをも熟知しなが
ら殊更にかゝる意見を草せしものに相違なし(此事を十訓抄、本朝文粹に昌泰三年十月とする
は眞實にして政事要略に昌泰二年とするは非
治に不平なるが爲め附會せしものにて當時より早く行はれし妄説を其儘採用したる
なり殊に日藏夢記の如きは妄誕の極に達したるものなり

又藤原隆家が花山法皇を射たりし故伊周と共に流罪に處せられたりと榮華愚管抄に

詳記するも日本紀略には伊周隆家の家人が法皇の家人と争闘せし事出でて隆家の自
ら射し事實なく又其事の爲め直ちに罪せられしに非ざりし證は此時には何の沙汰も
なくして此兄弟が後に東三條大后子を咒詛せしとの風説あるに及んで始めて前日の
法皇不敬事件をも加へて罪名を負はせ流罪に處せられしを見れば此不敬事件が其主
因なりしとは思はれず然るに又大鏡の記事による時は道長が隆家兄弟に冤罪を負は
せて除けりとの説あれば呪詛及不敬の罪状は恐らくは道長が伊周と鬪白競争の當時
に於て此兄弟を除かんとする心より遂に斯かる大事に至りしものと思はるれば兩家
人の争闘は事實ならんも射法皇の事は虚事にして此が流罪の主因なりしと云ふは非
なり

又後朱雀帝が疾の革まらせらるゝ際位を後冷泉に譲ると共に後三條を東宮に立てら
れ兩所の事を藤原頼通に仰せ置かるゝに頼通は後冷泉帝のことをば諱で承りながら
後三條のことをば承るも御返事申さざりしことを記して頼通が心を二君に別たざる
素志なりと賞美したり此趣は既に古事談に記したるが頼通の此舉動が果して斯かる
忠心に出でしや頗る疑はし思ふに頼通の驕侈なる道長に過ぎ獨り權を擅にして叙明
なる後朱雀帝も唯垂拱して何事をもなさせ給ふこと能はざりし程なれば頼通の此舉
動を斯く殊勝に解釋する能はず是には他に原因あり蓋し後冷泉は後朱雀の長子にて
道長の第四女嬉子皇后の御腹扶桑略記
小右記等なれば帝が後朱雀の後を嗣がるゝには頼通の

異存あるべき理なきも此度後冷泉の東宮と定められし後三條は後朱雀の第二子にて陽明門院頼子皇后の御腹(扶桑略記、百練抄、今御等)にて此後は乃ち三條帝の御女なれば頼通一族の出に非ざるを以て東宮策立に就ては心中不平を抱き今急で東宮を立て置かずとも其内には己が女を後冷泉の宮に入れて太子を期待するの意ありしならん果して永承五年に至りて頼通其女寛子を後冷泉の女御となしたれども(中右記、扶桑略記等)其腹に皇子なかりしを以て幸に格別の事變なくして終りしなり然れども頼通は常に後三條に快からずして遂に宇治に屏居したる由(今鏡、榮華、物語等)なれば頼通の深意は乃ち己が一族の利害を考へて立太子に不介意なりしより以上の舉動に及びしにて決して心を二君に分たすとの誠意に出でたりとは認むる能はざるなり

右は單に一二例を示せしに過ぎざるが尙ほ松浦佐夜姫、有國孝養の傳説は云はずもがな應天門焼失一件、頼政射鵰等の事實を始め其他にも皆多少の附會ありて悉く事實なりと信する能はず殊に右の表には著名ならざる事又は一見妄誕と思はるゝことは悉皆除きて稍や實跡あるものを掲げたるに是さへ既に斯の如くなれば其他の不稽推して知る可し然るに著者は是等を悉く採用難載して何等の撰擇を加へざりしは歴史の方面より考ふれば甚だ非難すべき點なれども當時の幼稚なる學界に向てかゝる史眼を要求するは素より能はざる所殊に又教訓の材料として使用したるものなれば深く咎む可からず故に此點に於ては寧ろ原書の罪を責むべくして著者に向て責むべき

き處を見ず唯著者が原書以外に自己の附會説を述ぶるに至て始めて罪あり然らば著者は果して毫も曲筆を弄せざりしか

先づ此書を熟讀し行くに第六篇(七)に至て支那孝子の數例を擧げこは孝子傳、蒙求等にあれば述ぶる要なしと記して終に我朝の事常に人の口にある外一兩條申すべしとの前提を置きて先づ養老孝子の事跡を記し次に白川院殺生禁斷の際一貧僧孝行の事實を記したれば少く怪しと思ひしが其れとも何か據りし原書ありしやと種々調査するに著聞集を始め後世の書には轉載するも十訓抄以前の正史物語、詩文等には何れにも發見する能はず故に此記事は實に本書を以て始めとなす是れ著者が我朝の事常に人の口にある外と斷りて自身の作話を事實の如く記載せし所以なり

然らば養老孝子の話は何に據りしやと云ふに續日本紀元正帝靈龜三年十一月癸丑の詔に左の文あり

朕以今年九月到美濃國不破行宮留連數日因覽當郡多度山美泉自盟手面皮膚如滑亦洗痛處無不除愈在朕之躬其驗又就而飲浴之者或白髮反黑或頽髮更生或闇目如明自餘痼疾咸皆平愈昔聞後漢光武時醴泉出飲之者痼疾平愈符瑞書曰醴泉者美泉可以養老蓋水之精也寔惟美泉即合大瑞朕雖痛虛何違天貺可大赦天下改靈龜三年爲養老元年……孝子順孫義夫節婦表其門閭終身無事……又美濃國司及當郡郡司等加位一階……

斯の如く元正天皇が靈龜三年九月に美濃の行宮に行幸ありて偶々此醴泉を發見し給ひて大瑞となし十一月に至りて此勅を發して年號を改めて養老元年となし此頃の例により孝子以下を賞し又美濃國司にも加階せる事實ありしより此養老と云ふ語と孝子を賞せし事より思ひ付きて一人の孝子が老父に仕ふる話を作り出し之が爲めに天子も行幸せられ又年號をも改めし如く附會し美濃國司に加階したるより孝子を美濃守とせしと曲筆したるものにて一貧夫一躍國司となる等とは當時の時勢に於て兎てもあり得べからざることなり又其泉水が酒の香味を有するとせるは往々醴泉はかゝる一種の香味を含むことあるものにて續紀に養老元年十二月丁亥令美濃國立春曉祀醴泉而貢於京都爲醴酒也とあれば此より思ひ付きけん又此所をば養老の瀧とぞ申すとあるは既に萬葉集卷六に

美濃國多藝行宮大伴宿禰東人作歌一首天平十二年

從古人之言來流老人之變若云水曾名爾負瀧之瀨

とありて早くより養老の瀧の名ありしものなれば此を取りしならん因て此記事は全然著者の曲筆作爲に出でたるものなり然るに大日本史は十訓抄著聞集に據て之を孝子傳中に列し續紀の記事を取らざるは誤れり

又白川院殺生禁斷の際一貧僧ありて其母魚なければ食はず日々衰ふるも貧にして魚屋に求むると能はざれば是非なく禁を犯して小川に於て魚を捕へしを以て直ちに召

捕へられしに其事情を具申せしかば院も養老の志淺からぬを哀感せさせ賜ひて却て物を賜ひたりとの一條の話も據りし所を見ず恐らくは古事談第一王道后宮の章に白川法皇殺生禁斷の時加藤大夫成家が其主の奥方の供御料に毎日鮮鳥を奉らざる可らざる故禁を犯して放鷹をなしたれば直ちに召捕へられ詰問せられしに其旨を述べて許されたりとの記事あれば此記事を基として同書第三僧行の章の南京永超僧都の魚肉を食ひし話等を相混和して此孝行なる一貧僧を作り出し世人に孝道を勧めたるならん右の二事は全然著者の作話と見るべきものなるが此外他書に據りしものにも尙ほ多少著者の附會あり假令ば時平不品行の記事の如し尤も時平が驕奢にして素行の修まらざりしは事實なる可く寛平御遺誡中にも左大將藤原朝臣者功臣之後其年雖少已熟政理先年於女事有所失朕早忘却不置於心云とあるを以ても證とすべし然れども其伯父國經の室を取りしことは既に今昔物語廿二巻本朝第八に詳細なる記事あるが其に據るときは時平が早く此女の美を聞き慕ひ國經の家宴に臨み醉に乗じて己が輿に乗せ返りしなれども其妻は元來國經とは年齢に大差ありて常にかゝる老人に添ふを厭ひ居り此時も却て時平に意を寄せたりと云へば十訓抄に云ふ如くたばかりとりて北の方にし給ひけり等と時平のみを責むる能はず又十訓抄には時平が兵衛佐貞文の妻なる本院侍従を妨げ其後本院侍従は貞文に消息さへ通せざるに至りしを以て貞文は昔せしわがかねことの歌を送り侍従よりもうつゝにて誰契りけんの返歌ありと記

せるも此出所たる今昔物語三十本朝附雜事の記事に據るときは時平が貞文の妻を奪ひしにはあらず却て貞文が本院時平の女房侍従の美を戀慕したるとして事實全く相違す現に本書中にも第一編(元)に此記事を引用しながら此章に至りて時平の行爲となしたるは既に自家撞着の事たり殊に又貞文は容姿も勝れ有名なる好色家にて在中と名を等くする程なれば今昔の記事を以て正しと思ふ後撰集宇治大納言物語世繼物語等には此昔せしわがかねごとつゝにて誰契りけんの二首は國經の室が時平に取られたる後此室のさきの戀人貞文に消息も通せざるに至りしとき貞文との贈答の和歌とせり此方事實に近きが如し蓋し十訓抄は是の記事より貞文の妻などとの臆断を下したるならん然らば此邊は著者が道真を揚げて時平を貶するの素志より其素行の正しからざる形跡を基として多少筆を弄びし跡を見る可し

又有名なる阿衡の一件は基經の家司藤原佐世が藤氏中始めて儒を以て家を立てんとし基經も百方盡力せしが尊卑分賦、江談抄、御氏文集等橋廣相は當時の學者にして且つ才幹ありたれば之を害として除かんとせしに基經も亦廣相が宇多策立の功ありて威權あれば之を厭ひし(菅公表文等)に起因して遂に彼大事件を惹起せしが菅公の上表によりて其事落着せしにて其事情は政事要略北山抄の記事に據りて窺ふを得べし十訓抄も亦兩書によりて記するも多少の附會ありかの菅公の夢に廣相が三の金笏を授けたる談は既に北山抄に記する處を取りしならんも此外に廣相が死なん後犬となりて佐世を食はんと

て失せたりしが果して佐世の家の邊より大路に赤犬多くあらはれて阿衡云々と叫べり等云ふは全く著者の附會説なり又此事件は光孝仁和三年十一月より宇多同四年十月迄に亘りし事なるを十訓抄に貞觀年中の事とするは誤れり

右の如く原書の附會説を雜載する上に著者の曲筆さへ加はりたれば史料として採用せんには頗る注意を要するも中には他書には格別見えすして此書に記載せられて史上の參考となる可き事實なしとせず假令は道長が大江時棟の凡ならぬを既に荷負馬の先きに立ちたる小童の頃に察知して養ひたりとの事は道長が先見の明ありしを證する一材料となり又堀河院の時檢非違使盛重の記事は唯盛重の才幹あるを知るのみならず罪人をして六波羅を通過せしむるに平忠盛を憚りたる事又清水寺大衆の爲めに道を遮ぎられし事等は當時平家及清水寺の威權の強かりし一證ともなり又花山院齋宮の野宮の浮名と伏見齋宮の群行とは一は従前齋宮を定むるには嚴格なる規定ありしが漸次頽破して弊害を生せし例證として見る可く一は後世野宮群行の狀を窺ふを得べし此外にも村上天皇時政を賤士に問はれし話、白川院の野行幸、鳥羽の十樂講等は此種の良材なり是等は皆何かに據りし所ありしならんも予未だ其原書を知らず又此他著者に近き時代の事柄にして著者の見聞を記せしならんと思はるゝものにては平重盛が賀茂祭を見る場所を擇むに豫め一條大路の便宜の地所に空車を立て置き時の混雜を避けたりし談は重盛の日常些細のことにも用意の深かりしを知り得又平

清盛が慈愛心ありしことを記して
 折悪しくにがしき事なれどもその主の戯と思ひてまつるをば彼がとぶらひ
 にをかしからぬ事をも笑ひいかなるあやまりをし物をうちちらしあさましきわ
 ざをしたれどもいひがひなしとて荒き聲をもたてず冬寒き比は小侍ども我衣の
 すその下にふせてつとめては彼等が朝いしたればやをら抜け出でい思ふばかり
 ねさせけり召仕にも及ばぬ末のものなれどもそれが方さまのものい見る所にて
 は人かすなるよしをもてなし給ひければいみじき面目にて心にしみて嬉しと思
 ひけりかやうの情にてありとあるたぐひ思ひつきけり云々

と右によるときは源平盛衰記平家物語を始め後世の諸書に云ふ如き清盛が兇暴なる
 言行をのみなせしにてはなくよし驕侈に任せて公けに向ては専横なる行動ありしに
 せよ其人物に至ては優しく情深き處ありて頗る質直なる天性なりしを想像するを得
 べしかの平家盛衰記の如きは始めより清盛を兇暴と定めて筆を下せしものにして甚
 だ信じ難き處あれば之に由て其性格を断する能はず右の記事の如きは實に氏の人格
 を知る一大良材なりと思惟す又鴨長明の事跡等は事實にして其著述なる方丈記發心
 集をも引きて著者の實地聞く所を記せしものならん
 此等は十訓抄以前のものに格別見えざる本書特有の著き史實なれば頗る参考とすべ
 し殊に或個人の性行を察するにはかゝる特種の史實より真相を窺ふを得るものなれ

ば必ず参考せざる可からずと雖ども其多くは他に出所あれば十訓抄に就て見るより
 も其原書に就て見るを適當とす之を要するに十訓抄の史實は其多分は他書によりて
 僅少なながらも尙は著者の附會曲筆を加へたる所もありて以上本書特有の記事の外は
 別に該書の記事を以て史上の参考に供すべきものなければ倫理上の價値の大なるに
 比して歴史上の價値は頗る少小なりと云はざる可からず勿論他書より引用せしにも
 せよ全篇諸種の史蹟を以て充たされたれば書籍目録等には之を雜史中に編入するは
 敢て不當に非ずと雖ども若し其目録中に教訓類なる目を存すれば其中に編入するを
 最も適當とすかの群書一覽には教訓類中に之を收め和學講談所藏書目録には雜類部
 中に收めたるが如きは共に當を得たりと考ふるなり

第參節 諸方面よりの觀察

右倫理歴史の二方面より見て十訓抄の要部は大抵言ひ盡せりと信ずれど尙ほ此外に
 少く言はまほしき事あれば特に此節を設けて前兩節の補缺とせん
 さて兩節前述の外此書に記載せらるゝ事項を表示せば凡そ左の如し

(一) 支那の例大略四十三項

- 一 史實と認めらるゝもの
- 二 單に小説に過ぎざるもの
- 三 詩文管絃に關すること

(二) 天竺の例と稱するもの大略三項—佛説

一、特に詩歌文藝管絃に關すること

二、小説と認むべきもの

三、佛説

(三) 本邦の例大略二百十六項

四、(第一、二節以外の)個人性行に關する記事

支那の記事は既に本邦の物語類中にありしを採萃したるもの多く又中には著者が彼國の書籍より直接摘出したる者もあり試に其參取せる書籍を調ふるに漢書後漢書、史記、唐書、書經、宋史等の正史を始め貞觀政要、帝範、列子、莊子、孝經、老子、毛詩、蒙求、臣軌より孝子傳、搜神記、續齊諧記、白氏文集、陸士衡、豪士賦、養生經、顏氏家訓、文選、陳思王七步詩、潘安仁西征賦、幽明錄、曹大家東征賦、江淹恨賦等種々の雜書より其辭句文章を引用して以て教訓の資とせり然れども著者が一々此等の原書によりしに非ざること勿論なり天竺の例と稱するものは僅かに三にして共に彼經より取れり假令は十訓抄第六篇(三)鳥龍のことは法花傳卷八の記事なり其文に

并州李遺龍六

李遺龍者并州人其家書業相繼究微龍父名曰鳥龍偏重此土道經不信佛經性耽嗜酒肉謗佛經云胡聖制酒肉豈有慈悲凡一生中不書佛經設復有人贈投金玉利都不見經

況自書寫遂發狂亂語遺龍曰若汝吾子不可信佛經信而犯者灾橫不少即吐血而卒後并州司馬發心貞固偏重法華如法欲寫其經無能書同志有人謂司馬曰鳥龍之子遺龍繼業能書其家邪見不寫佛經君威能伏邪心堪任書寫司馬以方便調伏更不隨自稱家傳固辭更雇餘書生造一部畢若紙若筆必以淨心自出珍寶如法營欲清淨供養復思惟我既州主龍豈不肯受言逼以刑言贖以金玉龍遂立題目悔責父遺囑入夜不覺一日一夜次夜夢百千人圍遶大威德天龍前庭中住立問誰人天答我是汝父鳥龍先生愚氣不信佛經墮大地獄炎火纏身一日一夜萬死萬生求死不得求生不得五百利犁搆我舌肉不可具說昨日地獄上忽有光明於中現一化佛說偈言

假使遍法界斷善諸衆生一聞法華經決定成菩提

如此六十四佛次第而現說偈亦爾爾時地獄火滅變爲涼池我及衆生捨身生第四天天上法爾初三事即知汝造題目六十四字一一之字現化佛身說偈救苦我與汝身一肉血分依我一人善緣地獄罪人聞偈離苦同生一處今圍繞者是也汝捨先邪惡書寫佛經以爲家業復此因緣隱而不見龍夢覺流淚悔過具白司馬聞者歡喜皆謂不意而造題尙爾況乎若自書若教人書是人所得功德無有限量龍家書業相傳至于今矣州內或每家禮供而每日書或行別讚詠而每日寫者蓋多云々

著者は此文を譯して(著者が此記事を天竺の例とするは勿論誤りなり)

天竺に鳥龍といふ手書佛法を背くものにて多くのものを書くといへども佛法の

方には、一文字をも書かずして止みにけり。その子遺龍といふもの、相繼いでいみじき手書なりけるを、烏龍死ぬる時、汝あなかしこ、我が如く佛法の方のものといはん一字もかくなといひて失せにけり。かゝる不善のものなれば、惡道に落ちて、大苦惱を受けたりけり。遺龍父の遺命にまたがひて、深く佛法を背くといへども、國王の勅宣によりて、心ならず、法華經の外題六十四字を書く間に、その字六十四體の佛となりて、烏龍が落つる所の地獄に行きて、苦患を救ひ給ふによりて、父得道のよし遺龍夢の告げを見たりけり云々

又第二篇(第二)の莊子訓戒の事は、莊子外篇山木第二十に

莊子行於山中、見大木枝葉盛茂、伐木者止其旁而不取也。問其故、曰、無所可用。莊子曰、此木以不材得終其天年、夫子出於山、舍於故人之家、故人喜命、豎子殺雁而烹之、豎子請曰、其一能鳴、其一不能鳴、請奚殺。主人曰、殺不能鳴者。明日弟子問於莊子曰、昨日山中、木以不材得終其天年、今主人之雁、以不材死、先生將何處。莊子笑曰、周將處夫材與不材之間、似之而非也。故未免乎累。若夫乘道德而浮遊、則不然。無譽無訾、一龍一蛇、與時俱化、而無肯專爲、一上一下、以和爲量、浮遊乎萬物之理、物物而不物於物、則胡可得而累邪。此神農黃帝之法則也云々

之を譯して

莊子山を過ぎたまふに、木を伐るものあり、直なるをば伐りて、曲めるをば伐らず、又

人の家にやどり給ふに、雁二つあり、主能く鳴くをば生けて、鳴かざるをば殺しつ、明くる日、弟子莊子に申していはく、昨日山中の木は、直なるをば伐りて、曲めるをば殺しつ、又家の二つの雁は、能く鳴くをば生けて、なかざるをば殺しつ、よき木もきられ、能く鳴かざるをも殺されぬと申す。莊子いはく、世の中のためしこれにあり、と答へたまへり

と以て著者が原文を和譯するの技倆、事實の要略取捨の巧なる一斑を窺ふを得べし、素より前節にも述し如く、或は他の文章を其儘引用して、辭句さへ違はざるもの多きにも

せよ、尙は著者が技倆は充分認めざる可からず
本邦の事例中、詩歌文道管絃に關する事項甚だ多く、或は歌道の秘傳、和歌の病、禁忌の詞、歌文の奥床しきことより、管絃遊藝にて名譽を轟かし、立身出世したる話、或は歌曲の種類、傳統樂器の由緒傳來等を記載して、洩さず、こは我邦在來の物語類は大抵斯かる事項を以て充たされたるが常なれば、是等の實例を取つて、教材とするは、勢免れざる所加ふるに、當時文學衰へ、漢學等は痛く衰退したりとはいへ、歌道に至ては尙ほ衰へず、千載集後鳥羽、文治三年、建仁元年、土御門、新勅撰、貞永元年、堀河、續後撰、建長三年等の歌集は、絶えず撰まれ、俊成家隆、定家等斯道の有名なる人々は、現に生存し、紳縉文客は、勿論、武人野夫迄も、詠歌に巧なりしは、當時の勅撰私撰の歌集を見れば、思半に過ぐるならん、かの平家の滅亡に當り、甲冑の荒武者が斯道に於て如何に優雅の名を後代に残し、か、況んや著者も必ず此道を辨へ

し人なるべく、殊に今は墨染の衣着て風月を樂むの身なれば此書にかゝる記事の多きは少しも怪むに足らざるなり著者が斯道に關する考は所々に散見すれども特に第十篇可庶幾才能藝業の章に於て歌仙雅士の性行を記しつゝ和歌の徳の大なるを記して「方をも入れずして天地をうごかし目に見えぬ鬼神をもあはれと思はずと古今の序にかゝれたり云々」と曰ひ詠歌によりて其罪を許され難を通るゝ等物を感ずる風情深き外に歌は妹春の中をも和ぐる媒なるによりて色めくたぐひこれを花鳥の使とすともあり、あるはまた貧しき者世をわたるはしとすとも見えたり、その徳旁おほかるべしといひまた管絃の徳を述べて「猛きものゝふの心を慰むる事、和歌には限らず、これら皆管絃の徳なり」とて其例を示し、かゝれば音楽をば仙家の人の中にもこれをもてあそび佛土天上にもこれを先とすと見えたり」とて其徳の大なるを斷じ、あるは詩文の面目を賞揚したる等以て著者が雅道に對する志の深きを知る可し而して是等の事例は前節に擧げたる江談抄、奥義抄、古事談、袋草紙、今鏡等より取りたるも多く、此外方丈記、哀記、えらゝ物語、如夢僧都物語、枕草紙、源氏物語、江匡房記、伊勢物語、大和物語、紀齊名徳行策、前中書王親王、菟裘賦、朝野群載、本朝文粹、和漢朗詠集、拾遺集、後賴口傳、萬葉集、古今集、新古今集、千載集、古來風体抄、後撰集、堀川院百首、後拾遺集、詞花集等の歌文辭句を摘出したたり。佛敎に關して直接間接に其旨義が該書の全篇に貫通したるは一讀せば忽ち明かなるゝとにて其故は當時佛敎の隆盛と著者が入道者なりしとに原因するとは前に述べしが

如し然るに書中妄誕なる記事は大抵皆佛説に關係あることにて爲めに其他の實記の眞否さへ疑はしむるに至り今日より見れば甚だ目障りとなれど常に佛書には斯かる附會の方便説を列ねらるゝものなれば此を取らざれば他に材料はなかる可く殊に凡夫の散乱したる根機に向て訓戒するには斯かる方便説に由るの已むを得ざるに出でしなり而して著者が明示したる經典は第六篇の終に維摩經佛國品、法華經壽量品、第七篇の序に法華經法師品、第八篇の序に十善業道經、源信僧都四十一箇條起請、法華經法師品、不輕品、第十篇(齒)に惠心僧都往生要集に過ぎざるが此外に著者の經名を示さるる者にて第一篇(望)の「我心自空罪福無主」の語は、摩訶止觀卷二の一安樂行品の文中、卷四の一觀罪性空の文中にある句にして全篇(望)の「欲往前路無資糧求住中間無所止」の語は、俱舍論第八分別世品中の一句なり又第二篇の終の「不輕比丘はあへるもの」とに、我深敬汝等不敬(十訓抄に經とあるは誤なり)輕慢と唱へて杖(十訓抄に杖とあるは誤なり)木瓦石をも能く忍び云云は法華經第六常不輕菩薩品第二十にある事柄なり又第三篇(七)の「此止觀天台智者説己心中所行法門」は摩訶止觀卷一の一にある句にして全篇(五)の「身色如金山端嚴甚微妙如淨瑠璃中内現眞金像」は法華經卷一序品第一の句なり又前述第六篇(三)烏龍の事跡は法華傳卷八并州遺李龍六に載する記事なり尙は調査すれば此外にも多かるべし尤も是等の句は在來の物語類より拔書したるもあれど多くは原書によりし者にて以て著者が世事を捨てゝよりは深く佛道に入て得度の程も察せらるるなり釋敎の伏脉全篇を縫ひ亘るも

宜なるかな

附言

上來述べ来る所を以て十訓抄の形式内容は略ぼ述べ盡したりと信ず、さて茲に筆を止むるに當り此書の全般を顧みるに此書が鎌倉代文學衰退の時に際し教訓的書籍の魁として顯はれたるにしては大に其体裁の整備したるを嘆賞せずんばあらず今昔を始め古事談等從來の物語も既に數篇に分ちて事實を分載するにせよ篇名に適せざる記事も多く又事實相互の連絡の如きは少しも認むる能はず十訓抄に後れて出て体裁も是より取れる處ある古今著聞集すら尙は雜載の嫌を免れずと雖ども獨り本書に至ては然らず素教訓の主旨に由て編まれたるものなれば毎篇序ありて一篇の主旨を摘要解釋し篇中の事實は巧に列記せられ異種の教訓の實例は其中間を結ぶに必ず著者の評語を以て其文意の變遷を示す等實に本書特得の長所と稱すべし又其文章に至りては古き物語双紙の優美婉曲なるには似るべくもあらずとて戦記類の多く漢語を參へて文飾誇張するにもあらず或は漢語あり佛語あり或は倭文あり他書の文句を其儘引用するもあれど何れも平易通俗に解り易く改め其大意は容易に解するとを得しめ論斷に孔孟の説を用て釋老の教を説くにせよ毫も高尚拮据に亘るの議論なく奇句もなく警語もなく極めて平穩流水の如き此平易簡要なるは却て其長とする所に

して蓋し教訓書の本体を得たりと云ふ可し就中不稽妄誕の記事、好色の事實は教訓書としての瑕瑾なれど著者が比較的正直に他書の事例を襲用して自ら附會曲筆を弄することの少かりしを多とするなり、されど此書が史上に多大の効力を有せざるは言を待たざる所にして此方面より其價値を判斷す可きものに非ず唯此書が數百年の久しき如何に社會道德の補導に與りて力ありしかを認むれば乃ち可なり本書の記事が盛に後日の讀本修身書に轉載せられてより、かの小式部内侍大江山の歌管公恩賜御衣の、詩養老の孝子、公相右近馬場に於ける孝行栗田左大臣在衛の恪勤、楊震の四知、赤染衛門清少納言の才氣、行成卿實方中將に冠を打落さるゝ話、大井川三船等の類が如何に予等幼少の頃の腦裡に透りて忘れられず直接間接に日常修身の模範となりしかを思へば此書が如何に遠く迄其効果を殘し、かを思はざる可からず

明治三十四年五月脱稿

十訓抄考終

明治三十五年七月二十日印
明治三十五年七月廿四日發
大正十二年五月五日訂正十版印刷
大正十二年五月十日訂正十版發行

明治三十五年七月二十日印
明治三十五年七月廿四日發
大正十二年五月五日訂正十版印刷
大正十二年五月十日訂正十版發行

定價金參圓八拾錢



著者 石橋 尙寶

發行者 三樹 一平

印刷者 檜山 定吉

印刷所 友文 社

發行所

東京市神田區錦町一丁目
電話神田二三九八番

株式會社 明治書院

振替貯金口座東京四九九一番



2272

落合直文先生著

▲大鏡詳解

クロス製 全一冊 定價金三圓五拾錢 (送料金拾八錢)

和田英松先生著

▲榮華物語詳解

クロス製 全四冊 定價金貳拾圓 (送料金五拾四錢)

和田英球先生著

▲訂修增鏡詳解

クロス製 全一冊 定價金四圓五拾錢 (送料金拾八錢)

金子元臣先生著

▲枕草子評釋

クロス製 全二冊 (上卷) 定價金四圓 (送料金拾六錢)

内海弘藏先生著

▲平家物語評釋

クロス製 全一冊 定價金三圓八拾錢 (送料金拾八錢)

内海弘藏先生著

▲徒然草詳解

クロス製 全一冊 定價金貳圓貳拾錢 (送料金拾貳錢)

鳥野幸次先生著

▲東關紀行詳解

クロス製 全一冊 定價金八拾五錢 (送料金八錢)

329

328

終